

産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏 名 京都有機質資源株式会社
代表取締役 高野 中也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府乙訓保健所長 三沢 あき子



許可の年月日 平成30年4月19日

許可の有効年月日 平成35年4月17日

1. 事業の範囲

<中間処理業（飼料化）>

①動植物性残さ

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（肥料化）>

①汚泥（有機性汚泥に限る。）

②動植物性残さ（汚泥から肥料を製造するために必要なものに限る。）

以上2種類（特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

<中間処理業（油水分離）>

①廃油（廃食用油に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	飼料化施設	肥料化施設	油水分離施設
設置場所	京都府長岡京市神足落述1番ほか3筆		
設置年月日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成21年1月16日
処理能力	126t/日（24時間）	18t/日（8時間） （汚泥の乾燥施設19.1m ³ /日）	1m ³ /日（24時間）
許可年月日	平成14年11月28日		
許可番号	4循第9号の3		

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年4月18日：当初許可

平成20年7月7日：更新許可

平成21年1月29日：変更許可（処理方法の追加：油水分離）

平成25年5月8日：更新許可

平成30年4月19日：更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 無